

古物営業の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和7.12.12 京都府警察本部訓令第29号]

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 古物営業（第2条－第17条）

第3章 古物競りあっせん業（第17条の2－第17条の6）

第4章 監督（第17条の7－第20条）

第5章 雑則（第21条－第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「告示」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 古物営業

（古物営業の許可）

第2条 規則第1条の3第2項の規定により経由した主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場（以下「営業所等」という。）の所在地の所轄警察署長（以下「主たる営業所等所轄署長」という。）は、法第5条第1項の規定により許可申請書の提出を受けた場合は、次の事項を調査し、許可しても支障がないと認めるときは、許可証を作成し、申請者に交付しなければならない。この場合において、主たる営業所等所轄署長は、警察庁情報管理システムによる古物営業管理業務（以下「古物システム」という。）に許可証番号、許可年月日等所要の事項を速やかに登録した上で、登録データを出力し、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

(1) 申請者は、法第4条各号のいずれかに該当していないか。

(2) 規則第1条の3第1項に規定する許可申請書には、法第5条第1項各号に規定する事項が記載され、かつ、その内容が事実と相違ないか。

(3) 申請者は、法第9条の規定に違反するおそれはないか。

(4) 営業所又は古物市場ごとに選任される管理者は、法第13条第2項各号のいずれかに該当していないか。

(5) 許可申請書には、規則第1条の3第3項及び第4項に規定する書類が添付されているか。

(6) その他必要な事項

2 主たる営業所等所轄署長は、前項の規定による調査をした結果、不許可とすべき理由があると認めるとき又は許可することに疑義が生じたときは、その理由及び意見を許可・認定申請進達書（別記様式第1号。以下「進達書」という。）に記載し、当該進達書に許可申請書の写しを添付して、警察本部長（以下「本部長」という。）に進達（生活安全企画課長経由。以下同じ。）するものとする。

- 3 生活安全企画課長は、前項の規定による進達に係る申請について許可があったときは、許可証を作成し、当該申請について進達した主たる営業所等所轄署長に送付するものとする。
- 4 前項の規定により許可証の送付を受けた主たる営業所等所轄署長は、当該許可証を申請者に交付しなければならない。
- 5 主たる営業所等所轄署長は、許可した古物営業に係る営業の方法が、法第5条第1項第6号に規定する方法を用いるものであるときは、速やかに、その旨を本部長に報告（生活安全企画課長経由。第23条を除き、以下同じ。）するものとする。
- 6 生活安全企画課長は、第3項の許可（法第5条第1項第6号に規定する方法に係るものに限る。）があったとき又は前項の報告を受けたときは、遅滞なく、古物商の氏名又は名称、送信元識別符号及び許可証の番号を京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）のホームページに掲載するものとする。

（許可証の交付）

第3条 主たる営業所等所轄署長は、前条第1項又は第4項の規定により許可証を交付するときは、古物営業許可証番号簿（別記様式第2号）に許可証番号、許可年月日等所要の事項を記入するとともに、古物営業許可証等交付簿（別記様式第3号。以下「交付簿」という。）に交付年月日等所要の事項を記入し、申請者に署名等を求めるものとする。

（不許可通知書の交付）

- 第4条 生活安全企画課長は、第2条第2項の規定による進達に係る申請が不許可とされたときは、その理由を付した不許可通知書（別記様式第4号）を作成し、当該申請について進達した主たる営業所等所轄署長に送付するものとする。
- 2 前項の規定により不許可通知書の送付を受けた主たる営業所等所轄署長は、当該不許可通知書を申請者に交付しなければならない。この場合において、主たる営業所等所轄署長は、交付簿に交付年月日等所要の事項を記入し、申請者に署名等を求めるものとする。

（許可証の再交付）

第5条 主たる営業所等所轄署長は、規則第4条第1項の規定により再交付申請書の提出を受けた場合は、古物システムにより許可状況を照会して確認するほか、亡失又は滅失による場合はその事実を調査し、再交付しても支障がないと認めるときは、許可証を作成し、申請者に交付するものとする。この場合において、主たる営業所等所轄署長は、交付簿に所要の事項を記入し、申請者に署名等を求めるとともに、古物システムに再交付の内容を速やかに登録し、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

（許可等の通知）

第6条 主たる営業所等以外の営業所又は古物市場（以下「その他の営業所等」という。）の所在地の所轄警察署長（以下「その他の営業所等所轄署長」という。）は、古物システムにより、法第3条の許可又は法第5条第4項の許可証の再交付に係る通報を受けた場合は、通報されたデータを出力した上で、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

（許可証の書換え）

第7条 主たる営業所等所轄署長は、規則第5条第9項の規定により書換申請書及び許可証の提出を受けたときは、古物システムにより許可状況を照会して確認し、当該許可証の該当欄を書き換え、又は抹消し、異動事項欄及び異動年月日欄に所要の事項を記入し、印欄に整理用公印を押印し、当該許可証を申請者に返還するものとする。この場合において、主たる営業所等所

轄署長は、交付簿に所要の事項を記入し、申請者に署名等を求めるとともに、古物システムに書換えの内容を速やかに登録し、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

(変更届出書の受理)

第8条 主たる営業所等所轄署長は、法第7条第1項の規定により届出書の提出を受けた場合は、次の事項を確認し、支障がないと認めるときは、古物システムに変更予定年月日、変更事項等所要の事項を登録し、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

(1) 規則第5条第2項に規定する変更届出書には、規則第5条第1項に規定する事項が記載され、かつ、その内容が事実と相違ないか。

(2) 規則第5条第3項に規定する期日以内に変更届出書が提出されているか。

(3) 変更届出書には、規則第5条第7項に規定する書類が添付されているか。

(4) 古物システムによる許可状況の照会等において、提出先は誤りでないか。

2 主たる営業所等所轄署長は、法第7条第2項の規定により届出書の提出を受けた場合は、次の事項を確認し、支障がないと認めるときは、古物システムに変更年月日、変更事項等所要の事項を速やかに登録し、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

(1) 規則第5条第5項に規定する変更届出書には、規則第5条第4項に規定する事項が記載され、かつ、その内容が事実と相違ないか。

(2) 規則第5条第6項に規定する期日以内に変更届出書が提出されているか。

(3) 変更届出書には、規則第5条第7項に規定する書類が添付されているか。

(4) 古物システムによる許可状況の照会等において、提出先は誤りでないか。

3 主たる営業所等所轄署長は、前項の届出のうち、法人の役員の変動の届出又は管理者の変更の届出については、新たに役員又は管理者に就任する者について、次の事項を調査するものとする。

(1) 法人の役員については、当該役員が法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当していないか。

(2) 管理者については、当該管理者が法第13条第2項各号のいずれかに該当していないか。

4 前3項の規定は、法第7条第3項の規定によりその他の営業所等所轄署長が届出書の提出を受けた場合について準用する。

5 第2項又は第4項の場合において、届出事項が法第5条第1項第6号に規定する事項であるときは、届出を受けた署長は、速やかに、その旨を本部長に報告するものとする。

6 生活安全企画課長は、前項の報告を受けた場合において、公安委員会のホームページに掲載されているときは、速やかに、ホームページに掲載された内容の補正その他必要な処理を行うものとする。

(変更の届出の通知)

第9条 その他の営業所等所轄署長（前条第4項に規定する場合にあっては、主たる営業所等所轄署長）は、古物システムにより法第7条第1項又は第2項に規定する変更の届出に係る通報を受けた場合は、通報されたデータを出力した上で、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

(変更後の規約の受理)

第10条 主たる営業所等所轄署長は、規則第6条の規定により古物市場の変更後の規約の提出を受けた場合は、古物システムに登録されている許可状況等を確認し、かつ、当該規約の記載事

項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることその他所定の要件に適合していることを確認の上、支障がないと認めるときは、自署において当該規約を保管するものとする。この場合において、主たる古物市場以外の古物市場があるときは、その他の営業所等所轄署長に当該規約の写しを送付するものとする。

- 2 前項後段の場合において、他の都道府県の管轄内に当該古物市場があるときは、生活安全企画課長を経由して送付するものとする。
- 3 前2項の規定は、当該規約を受理した警察署長がその他の営業所等所轄署長である場合について準用する。この場合において、「当該規約を」とあるのは「当該規約の写しを」と、「主たる古物市場以外の古物市場があるときは、その他の営業所等所轄署長に当該規約の写し」とあるのは「主たる営業所等所轄署長に当該規約」と読み替えるものとする。

(返納理由書の受理)

第11条 主たる営業所等所轄署長は、法第8条第1項又は第3項の規定により許可証の返納を受けた場合及び規則第7条後段の規定により返納理由書の提出を受けた場合は、古物システムに登録されている許可状況を照会し、提出先は誤りでないかを確認するものとする。この場合において、主たる営業所等所轄署長は、古物システムに返納年月日、返納理由等所要の事項を登録した上で、登録データを出力し、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

- 2 その他の営業所等所轄署長は、古物システムにより許可証の返納に係る通報を受けた場合は、通報されたデータを出力した上で、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

(競り売り届出書の受理)

第12条 規則第8条第1項に規定する所轄警察署長は、同項の規定により競り売り届出書の提出を受けた場合は、古物システムに登録されている許可状況等を確認し、かつ、当該競り売り届出書の記載事項に不備がないことその他所定の要件に適合していることを確認するものとする。この場合において、当該所轄警察署長は、古物システムに競り売りをしようとする日時、場所等所要の事項を当該日の前日までに登録した上で、登録データを出力し、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

- 2 前項の規定は、規則第8条第3項の規定により、売却する古物を取り扱う営業所の所在地の所轄警察署長が競り売り届出書の提出を受けた場合について準用する。
- 3 主たる営業所等所轄署長は、古物システムにより競り売りの届出に係る通報を受けた場合は、通報されたデータを出力した上で、出力資料の保管その他必要な処理を行うものとする。

第13条 削除

(行商従業者証及び標識の承認)

第14条 生活安全企画課長は、告示第2条の規定により承認申請書の提出を受けた場合は、次の事項を調査し、承認しても支障がないと認めるときは、その旨を申請者に通知するとともに、規則第12条第2項の規定により公示しなければならない。

- (1) 承認申請書の記載事項に不備はないか。
- (2) 申請者は、告示第1条に規定する要件を満たしているか。
- (3) 承認申請書には、告示第2条各号に規定する書類が添付されているか。
- (4) 申請に係る様式は、告示第3条及び第4条に規定する承認の基準に適合しているか。

(作成・交付事業の廃止の届出)

第15条 生活安全企画課長は、告示第6条第1項の規定により作成・交付事業を廃止した旨の届

出を受けたときは、その旨を各警察署長に通知するものとする。

(承認の取消し)

第16条 生活安全企画課長は、規則第12条第1項の規定により承認を受けた告示第1条に規定する一般社団法人等（以下「承認法人」という。）が、告示第7条各号のいずれかに該当すると認める場合は、その理由及び意見を記載した上申書に疎明資料を添付して、本部長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の場合において、告示第7条の規定による承認の取消しの決定があったときは、規則第12条第2項の規定により公示するとともに、取消処分決定通知書（別記様式第5号）を当該承認の取消しを受ける承認法人に交付しなければならない。この場合において、生活安全企画課長は、当該承認法人から受領書（別記様式第6号）を徴するものとする。

(仮設店舗営業届出書の受理)

第16条の2 第12条の規定は、規則第14条の2の規定により仮設店舗営業届出書の提出を受けた場合について準用する。この場合において、「規則第8条第1項」とあるのは「規則第14条の2」と、「競り売り届出書」とあるのは「仮設店舗営業届出書」と、「競り売りを」とあるのは「仮設店舗の営業を」と読み替えるものとする。

(差止め)

第17条 警察署長（以下「署長」という。）は、古物商に対し法第21条の規定により古物の保管を命じる場合は、保管命令書（別記様式第7号）を交付しなければならない。この場合において、署長は、当該古物商から保管命令書受領書（別記様式第8号）を徴するものとする。

第3章 古物競りあっせん業

(古物競りあっせん業者営業開始届出書の受理)

第17条の2 署長は、法第10条の2第1項の規定により古物競りあっせん業者営業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項に不備がないことその他所定の要件に適合していることを確認の上、当該古物競りあっせん業者の登録に係る用紙（以下「登録用ファイル」という。）に届出年月日、業者名等所要の事項を記入し、このデータを生活安全企画課長に送信するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、送信されたデータの内容を確認の上、警察庁生活安全局生活安全企画課長（以下「警察庁生企課長」という。）にこれを送信するものとする。

2 生活安全企画課長は、警察庁生企課長から当該古物競りあっせん業者の管理に係るデータの送信を受けた場合は、前項の規定により送信した署長に当該データを送信するものとする。この場合において、生活安全企画課長及び当該署長は、当該古物競りあっせん業者の営業が廃止されるまでの間は、当該データを保管するものとする。

(古物競りあっせん業業務実施方法の認定)

第17条の3 署長は、規則第19条の4第1項又は第19条の11第1項の規定により認定申請書の提出を受けたときは、次の事項を調査し、同調査結果及び意見を進達書に記載した上、当該進達書に認定申請書の写しを添付して、本部長に進達するものとする。

(1) 申請者は、規則第19条の5各号のいずれかに該当していないか。

(2) 認定申請書及び規則第19条の4第4項又は第19条の11第4項に規定する書類は、所定の事項を具備し、かつ、その内容が事実と相違ないか。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による進達に係る申請について認定があったときは、その旨を官報により公示するとともに、古物競りあっせん業認定台帳（別記様式第8号の3）に認定番号、認定年月日等所要の事項を記入した上、認定通知書（別記様式第8号の4）を作成し、当該申請について進達した署長に送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、登録用ファイルに認定申請日、認定番号等所要の事項を記入し、このデータを警察庁生活企画課長に送信するものとする。

3 前項前段の規定により認定通知書の送付を受けた署長は、当該認定通知書を申請者に交付しなければならない。この場合において、署長は、交付簿に交付年月日等所要の事項を記入し、申請者に署名等を求めるものとする。

4 前条第2項の規定は、第2項の場合について準用する。この場合において、「前項の規定により送信した」とあるのは「第1項の規定により進達した」に読み替えるものとする。

（認定通知書の交付）

第17条の4 署長は、前条第3項の規定により認定通知書を交付するときは、交付簿に交付年月日等所要の事項を記入し、申請者に署名等を求めるものとする。

（不認定通知書の交付）

第17条の5 生活安全企画課長は、第17条の3第1項の規定による進達に係る申請が不認定とされたときは、その理由を付した不認定通知書（別記様式第8号の5）を作成し、当該申請について進達した署長に送付するものとする。

2 前項の規定により不認定通知書の送付を受けた署長は、当該不認定通知書を申請者に交付しなければならない。この場合において、署長は、交付簿に交付年月日等所要の事項を記入し、申請者に署名等を求めるものとする。

（廃止又は変更の届出書の受理）

第17条の6 署長は、法第10条の2第2項の規定により廃止又は変更の届出書の提出を受けた場合は、次の事項を確認するものとする。

(1) 規則第9条の3第2項に規定する廃止届出書又は変更届出書には、規則第9条の3第1項に規定する事項が記載され、かつ、その内容が事実と相違ないか。

(2) 規則第9条の3第3項に規定する期日以内に廃止届出書又は変更届出書が提出されているか。

(3) 規則第9条の3第4項の規定による変更届出書には、同項に規定する書類が添付されているか。

(4) 規則第19条の9の規定による変更届出書には、規則第19条の4第4項第2号に掲げる書類が添付されているか。

2 署長は、規則第19条の9第2項の規定により変更の届出書の提出を受けた場合は、次の事項を確認するものとする。

(1) 規則第19条の9第3項に規定する業務実施方法変更届出書には、規則第19条の9第2項に規定する事項が記載され、かつ、その内容が事実と相違ないか。

(2) 規則第19条の9第4項に規定する期日以内に業務実施方法変更届出書が提出されているか。

(3) 業務実施方法変更届出書には、規則第19条の9第5項に規定する書類が添付されているか。

- 3 署長は、規則第19条の13第1項の規定により廃止又は変更の届出書の提出を受けた場合は、次の事項を確認するものとする。
- (1) 規則第19条の13第2項に規定する廃止届出書又は変更届出書には、規則第19条の13第1項各号に規定する事項が記載され、かつ、その内容が事実と相違ないか。
 - (2) 変更届出書には、規則第19条の13第4項に規定する書類が添付されているか。
- 4 第17条の2の規定は、前3項の規定により署長が届出書の提出を受けた場合について準用する。

第4章 監督

(立入り等の実施)

第17条の7 法第22条第1項の規定による立入り及び調査は、法の執行のために必要があると認められる場合に実施するものとする。

- 2 警察職員は、前項の立入り及び調査を実施したときは、速やかに、その結果を所属長に報告しなければならない。

(行政処分の上申)

第18条 署長は、法第6条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消し、規則第19条の10第1項若しくは第19条の14第1項の規定による認定の取消し、法第23条の規定による指示又は法第24条の規定による許可の取消し若しくは営業の停止を命じる必要があると認めるときは、行政処分の上申手続について（昭和60. 4. 25 :60京防第 520号）の例規通達に定めるところにより本部長に上申（生活安全企画課長経由）しなければならない。

(処分通知)

第19条 生活安全企画課長は、法第6条第1項の規定による許可の取消し、規則第19条の10第1項若しくは第19条の14第1項の規定による認定の取消し又は法第24条の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の決定があったときは処分決定通知書（別記様式第9号）を、法第23条の規定による指示の決定があったときは指示書（別記様式第10号）をそれぞれ作成し、被処分者の営業所等を管轄する署長（2以上の営業所又は2以上の古物市場に係るものであるときは主たる営業所等所轄署長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。

- 2 前項の規定による処分決定通知書又は指示書の送付を受けた署長は、被処分者に対し、当該処分決定通知書又は指示書を交付しなければならない。この場合において、署長は、当該被処分者から受領書を徴するものとする。

- 3 生活安全企画課長は、法第6条第2項の規定による許可の取消し又は規則第19条の10第1項若しくは第19条の14第1項の規定による認定の取消しがあったときは、その旨を官報により公示するものとする。

(他の都道府県公安委員会への通報)

第20条 生活安全企画課長は、法第27条第2項に規定する事案を認知したときは、その事案に係る古物商又は古物市場主の主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に対し、行政処分事由該当事案及び行政処分違反事案通報書（別記様式第11号）により通報するものとする。

第5章 雑則

(返納許可証の廃棄)

第21条 主たる営業所等所轄署長は、第11条第1項の規定により返納を受けた許可証については、焼却等の方法により確実に廃棄しなければならない。

(照会)

第22条 署長は、申請書又は届出書の受理等に当たって、必要があるときは、関係行政機関に照会等するものとする。

(月報)

第23条 署長は、第2条第1項、第5条、第7条、第8条及び第11条から第17条の6までの規定による処理をしたときは、その月分の処理に係る申請書又は届出書の受理件数を取りまとめて翌月の5日までに、古物営業関係申請(届出)報告書(別記様式第12号)に当該申請書等の写しを添えて、生活安全企画課長に報告しなければならない。

(送致事件等の報告)

第24条 所属長は、古物営業法違反被疑事件を送致(送付を含む。)したときは、速やかにその状況を生活安全企画課長及び生活保安課長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項に定めるもののほか、古物商及び古物市場主に係る盗品等に関する事件その他の事件を検挙したときは、前項に準じて報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請又は届出)

第25条 電子情報処理組織による申請又は届出が行われた場合は、申請者又は届出者が登録を行った電磁的記録を紙で出力することとし、当該出力用紙を申請書又は届出書とみなすものとする。

附 則

1 この訓令は、平成8年5月1日から施行する。

年 月 末日 廃棄

許可・認定申請進達書

京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)		第 号 年 月 日	
京都府 警察署長 印			
古物営業（ ）許可 の申請について（進達） 古物競りあっせん業に係る認定			
申請者	個人	住 所	年 月 日生
		氏 名	
	法人	名 称	
		所 在 地	
		代表者の 住所及び 氏 名	年 月 日生
申請に係る 営業所等	名称及び 所在地		
警 察 署 長 の 意 見			
法 第 4 条 に 規 定 す る 許 可 の 基 準 及 び 規 則 第 1 9 条 の 5 に 規 定 す る 認 定 の 欠 格 事 由 に 関 す る 事 項			
参 考 事 項			

京都府公安委員会指令第 号

不許可通知書

年 月 日

住 所

氏 名 殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった の許可
申請は、下記の理由により許可できないので通知します。

記

理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

京都府公安委員会達第 号

取消処分決定通知書

年 月 日

所在地

法人名 殿

京都府公安委員会 印

次の理由により、

行商従業者証の様式

標 識 の 様 式

の承認を取り消すことを決定したので通知します。

なお、取消処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からとします。

理 由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 6 号（第16条、第19条関係）

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の

書を確かに受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

第 号

保 管 命 令 書

年 月 日

営業所所在地

営業所名称

氏名又は代表者

京都府 警察署長 印

古物営業法（昭和24年法律第108号）第21条の規定により、下記のとおり物品の保管を命じます。

記

保管期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
物品名 数量 特徴	
理由	盗品等であると疑うに足りる相当な理由があるため。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保 管 命 令 書 受 領 書

年 月 日付け第 号の保管命令書を確かに受け取りました。

年 月 日

京都府 警察署長 殿

受取人住所

氏名

別記様式第8号の2 削除

第 号

認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった次の営業に係る業務の実施の方法の認定については、古物営業法第21条の5第1項の規定により認定したので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

年 月 日

京都府公安委員会 印

京都府公安委員会指令第 号

不 認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった次の営業に係る業務の実施の方法の認定については、次に理由により認定しないので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

理由

年 月 日

京都府公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

京都府公安委員会達第 号

処分決定通知書

年 月 日

住所

氏名

殿

京都府公安委員会 印

営業許可

次の理由により、あなたの を

認定

取り消す

年 月 日から 年 月 日まで 日間停止する

ことを決定したので通知します。

なお、取消処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からとします。

処分に係る 営業所等	
営業の種別	
理由	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号（第19条関係）

京都府公安委員会達第 号 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 指 示 書 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 住所 殿 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 京都府公安委員会 印 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 古物営業法（昭和24年法律第 108号）第23条の規定により、下記のとおり指示 します。 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 記 </div>

指示に係る	名 称	
営 業 所	所 在 地	
営 業 者 (法人にあっ ては代表者)	氏 名	
	住 所	
	法人の名称	
指 示 の 理 由		
指 示 の 内 容		

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(その2)

2 許可の種類	(1) <input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主 (2) <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
3 許可年月日	年 月 日
4 許可証番号	
5 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項	
6 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日	年 月 日
7 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容	
8 添付書類の目録	
9 通報元担当者	京都府警察本部生活安全企画課 警電 職 名 氏 名
10 備考	

注：記載欄が不足する場合は、行を挿入し、又は別紙を用いること。

年 月 末日 廃棄

古物営業関係申請（届出）報告書

生活安全企画課長 殿	第 号 年 月 日 京都府 警察署長
<p>古物営業関係申請（届出）の受理について（報告）</p> <p>月中の申請（届出）受理件数について、下記のとおりであったから申請（届出）書の写しを添付し報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
申請（届出）の種類	受理件数 (許可申請のみ許可件数)
許可申請書 (規則様式第1号)	古物商 件
	古物市場主 件
再交付申請書(規則様式第4号)	件
変更届出書(規則様式第5号)	件
変更届出書 書換申請 (規則様式第6号)	書換えを同時に行う変更 件
	書換えの伴わない変更 件
返納理由書(規則様式第9号)	件
競り売り届出書(規則様式第10号又は第10号の2)	件
仮設店舗営業届出書(規則様式第14号の2)	件
	件